

堺市学校給食費の管理に関する規則の一部を改正する規則

堺市学校給食費の管理に関する規則（令和５年規則第５６号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「学校給食費を」を「学校給食に要する経費（以下単に「学校給食に要する経費」という。）のうち、保護者が負担すべき経費を」に改め、同条第４号中「学校」の次に「又は堺市学校給食センター条例（令和６年条例第４０号）第１条に規定する堺市学校給食センター」を加え、同条第５号中「学校給食費」を「学校給食に要する経費」に改める。

第５条の見出し中「額」の次に「等」を加え、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項を第３項とし、第１項中「納付額は」の次に「、前項に規定する経費の額を勘案して」を加え、同項第２号中「控除した」を「減じて得た」に改め、同項を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

児童等１人１食当たりの学校給食に要する経費の額は、次の各号に掲げる児童等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 小学校及び特別支援学校の小学部の第１学年及び第２学年の児童 ２９０円
- (2) 小学校及び特別支援学校の小学部の第３学年及び第４学年の児童 ２９５円
- (3) 小学校及び特別支援学校の小学部の第５学年及び第６学年の児童並びに特別支援学校の中学部の生徒 ３００円
- (4) 中学校の生徒 ３５５円

第６条第１項中「前条第１項」を「前条第２項」に改め、同条第２項中「前条第２項から第４項」を「前条第３項から第５項」に改める。

附則に次の見出し及び２項を加える。

（令和７年度における学校給食に要する経費等の額）

- 4 令和７年度において実施する学校給食に係る第５条第１項の規定の適用については、同項中「２９０円」とあるのは「３０５円」と、「２９５円」とあるのは「３１０円」と、「３００円」とあるのは「３１５円」と、「３５５円」とあるのは「３８０円」とする。
- 5 令和７年度において実施する給食に係る教職員等給食費の納付額に係る別表第２の規定の適用については、同表中「３００円」とあるのは「３１５円」と、「３５５円」とあるのは「３８０円」とする。

別表第１中「７月２５日」を「７月末日」に、「８月２５日」を「８月末日」に、「９月２５日」を「９月末日」に、「１０月２５日」を「１０月末日」に、「１１月２５日」を「１１月末日」に、「１２月２５日」を「１２月末日」に、「１月２５日」を「１月末日」に、「２月２５日」を「２月末日」に、「３月２５日」を「３月末日」に改める。

別表第２中表の部分の部分を次のように改める。

(次のよう 別記)

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 4 号の改正規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

区分		単価
小学校又は特別支援学校の 小学部の児童	第 1 学年及び第 2 学年	0 円
	第 3 学年及び第 4 学年	2 5 0 円
	第 5 学年及び第 6 学年	2 5 5 円
特別支援学校の中学部の生徒		
小学校又は特別支援学校の児童等が受ける学校給食に相当 する給食を受ける教職員等		3 0 0 円
中学校の生徒及び当該生徒が受ける学校給食に相当する給 食を受ける教職員等		3 5 5 円